

コラム：セルフメディケーション税制と医療費控除

●セルフメディケーション税制っていつから？

2017年1月以降から適用されている税制です。既存の医療費控除との違いは下記のとおりです。

	医療費控除	セルフメディケーション税制
対象となる医療費	医師又は歯科医師による診療又は治療の対価 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価 通院にかかった公共交通機関の運賃 等	特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品) の購入の対価
控除額	10万を超えた金額 (総所得が200万円以上)	1万2000円を超えた金額
控除限度額	200万円	8万8千円
対象者	居住者	健康の維持増進及び疾病の予防への取組として、一定の取組を行う個人

※医療費控除・セルフメディケーション税制の併用はできない

●たくさんの領収書をどうやって集計したらいい？

2017年からは、病院ごとの集計に加えてOTC医薬品のみを集めて集計してください。

●●病院	△△医院	◆◆クリニック	□□薬局	OTC医薬品
×××	×××	×××	×××	×××
×××	×××	×××	×××	×××
×××		×××	×××	×××
×××		×××	×××	×××
×××		×××		×××
×××				
×××	×××	×××	×××	×××

健康診断などを受けている対象者が適用されるため、適用対象者でない場合は通常の医療費控除と合算します。

セルフメディケーション税制に対応する商品（ストックOTC医薬品）の見分け方ですが、

①製品パッケージ等に図1の識別マークが表示されているもの、

②購入した領収書にセルフメディケーション税制対象商品である旨など(図2参照)が明記されていますので、ご確認の上集計をお願いします。

ここがポイント！

【図1】

セルフメディケーション
税 控除 対象



【図2】

《記載事項》

- ①商品名
- ②金額
- ③当該商品が税制対象商品である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日